

議案第 4 号

南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

機構改革に伴う課名変更及び所要の改正が必要なため提案する。

南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会
設置条例の一部を改正する条例

(南風原町障がい者計画策定委員会設置条例の一部改正)

第1条 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例（平成19年南風原町条例第21号）の
一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 識見を有する者

第7条中「保健福祉課」を「福祉課」に改める。

(南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部改正)

第2条 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例（平成25年南風原町条例第6号）の
一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 識見を有する者

第9条中「こども課」を「福祉課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。